No.1

令和７年６月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目　　次

報告第　２号　専決処分の報告について……１頁

報告第　３号　専決処分の承認を求めることについて……３頁

報告第　４号　専決処分の承認を求めることについて……８頁

報告第　５号　令和６年度戸田市一般会計継続費繰越計算書の報告
について……１１頁

報告第　６号　令和６年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計
継続費繰越計算書の報告について……１２頁

報告第　７号　令和６年度戸田市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告
について……１３頁

報告第　８号　令和６年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
について……１４頁

報告第　９号　令和６年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計
繰越明許費繰越計算書の報告について……１５頁

報告第１０号　令和６年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計
繰越明許費繰越計算書の報告について……１６頁

報告第１１号　令和６年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書の報告
について……１７頁

報告第１２号　令和６年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告
について……１８頁

議案第５０号　令和７年度戸田市一般会計補正予算（第１号）…… 別冊 No. ２

議案第５１号　戸田市税条例の一部を改正する条例……２０頁

議案第５２号　番匠免公園リニューアル工事請負契約について……２４頁

議案第５３号　北戸田駅西口駅前交流広場整備工事請負契約について……２７頁

議案第５４号　令和７年度さくら川護岸整備工事（その３）請負契約
について……３０頁

議案第５５号　東部分署庁舎改築等工事請負契約について……３３頁

議案第５６号　高機能消防指令センターシステム部分更新業務請負契約
について……３６頁

議案第５７号　戸田南小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負契約
について……３８頁

議案第５８号　令和６年度さくら川護岸整備工事請負変更契約について……４１頁

議案第５９号　財産の取得について……４２頁

議案第６０号　令和７年度戸田市一般会計補正予算（第２号）…… 別冊 No. ３

議案第６１号　令和７年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算
（第１号）…… 別冊 No. ３

報告第２号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年５月２９日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

専決第３号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された損害賠償について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額を定めることについて

道路構造物による車両損傷事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

１　損害賠償の額　　２２３，４３２円

２　損害賠償の相手方

所在地　　埼玉県所沢市大字南永井７２４

名　称　　福山通運株式会社　所沢支店

代表者　　支店長　　岡野　俊彦

３　概要

令和７年１月１０日（金）午前１１時１５分頃、戸田市美女木３丁目２２番４地先の戸田市道第５０３４号線において、自動車が道路側溝の上を走行したところ、グレーチング蓋が跳ね上がり、自動車が損傷したものである。

令和７年４月８日

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第３号

専決処分の承認を求めることについて

戸田市税条例の一部を改正する条例（令和７年条例第２５号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和７年５月２９日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

専決第１号

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

戸田市税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和７年３月３１日

戸田市長　菅　原　文　仁

戸田市税条例の一部を改正する条例

戸田市税条例（昭和３５年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２２条の２第６項中「第５項」を「前項」に改め、同条第９項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第４７条の２第１項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

第６５条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０キロワット以下のもの　年額　２，０００円

第７１条第２項第２号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改め、同項第５号中「定格出力」の次に「（第６５条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第７２条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、「の各号」を削り、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第９９条の３第２項第１号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第１００条の１４第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

附則第８条の２第２３項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同条第２４項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同条第２５項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１

項」に改める。

附則第８条の３中第１５項を第１６項とし、第１４項を第１５項とし、第１３項の次に次の１項を加える。

１４　市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附則第８条の４及び第８条の５を削る。

附則第８条の６第１項中「附則第１６条の４第１項」を「附則第１６条の２第１項」に、「附則第１６条の４第６項」を「附則第１６条の２第６項」に改め、同項第１号中「附則第１２条の６第１項第３号」を「附則第１２条の４第１項第３号」に改め、同条第２項中「附則第１６条の４第１項」を「附則第１６条の２第１項」に、「令和５年度分及び令和６年度分」を「令和７年度分及び令和８年度分」に改め、同条第３項中「附則第１６条の４第４項」を「附則第１６条の２第４項」に改め、同項第３号及び第５号中「附則第１６条の４第３項」を「附則第１６条の２第３項」に改め、同条第４項中「附則第１６条の４第９項」を「附則第１６条の２第９項」に改め、同条を附則第８条の４とする。

附則第２８条中「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」を「第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の戸田市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　新条例第６５条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第４条　新条例附則第２８条の規定は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第４号

専決処分の承認を求めることについて

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和７年条例第２６号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和７年５月２９日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

専決第２号

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和７年３月３１日

戸田市長　菅　原　文　仁

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険税条例（昭和３８年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「６５万円」を「６６万円」に改め、同条第３項ただし書中「２４万円」を「２６万円」に改める。

第２１条第１項中「６５万円」を「６６万円」に、「２４万円」を「２６万円」に改め、同項第２号中「２９５,０００円」を「３０５,０００円」に改め、同項第３号中「５４５,０００円」を「５６万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第５号

令和６年度戸田市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４５条第１項の規定により、次のとおり報告する。

令和６年度戸田市一般会計継続費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	継続費の総額	令和６年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
９ 消防費	１ 消防費	東部分署改築事業	2,226,400,000	8,100,000	0	8,100,000	0	8,100,000	8,100,000	8,100,000	0	0	0
１０ 教育費	２ 小学校費	戸田南小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事	2,157,097,000	48,459,000	0	48,459,000	0	48,459,000	48,459,000	11,555,000	36,904,000	0	0

令和７年５月２９日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第６号

令和６年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４５条第１項の規定により、次のとおり報告する。

令和６年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計継続費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	継続費の総額	令和６年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
２　事業費	１　事業費	北戸田駅西口駅前交通広場整備工事	358,057,000	78,000,000	0	78,000,000	31,320,000	46,680,000	46,680,000	3,677,000	11,103,000	31,900,000	0
		２号調整池築造工事	1,240,000,000	248,000,000	0	248,000,000	201,300,000	46,700,000	46,700,000	11,700,000	0	35,000,000	0

令和７年５月２９日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第７号

令和６年度戸田市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１８条の２第１項の規定により、次のとおり報告する。

令和6年度戸田市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支払義務発生額	残額	翌年度逓次繰越額	翌年度逓次繰越額に係る財源内訳			翌年度逓次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				企業債	国庫補助金	自己資金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	笹目第10排水区吐口ポンプゲート設置工事	476,190,000	100,980,000	0	100,980,000	0	100,980,000	100,980,000	61,900,000	39,000,000	80,000	0
		笹目第6排水施設(機械・電気)設備等更新工事	499,125,000	165,000,000	0	165,000,000	0	165,000,000	165,000,000	105,000,000	59,920,000	80,000	0

令和７年５月２９日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第８号

令和６年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、次のとおり報告する。

令和６年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2　総務費	1　総務管理費	交通対策事務費	9,224,000	5,676,000	0	0	0	0	5,676,000
		下笹目バスターミナル再整備設計等業務	13,716,000	13,716,000	0	0	0	0	13,716,000
		コミュニティバス運行事業（西循環車両更新）	8,350,000	8,350,000	0	0	0	0	8,350,000
3　民生費	1　社会福祉費	障害者福祉事務費	990,000	990,000	0	660,000	0	0	330,000
		令和６年度戸田市物価高騰対策給付金事業	476,372,000	152,745,068	0	152,745,068	0	0	0
7　商工費	1　商工費	市の魅力ＰＲ冊子作製事業	13,918,000	13,695,000	0	0	0	0	13,695,000
8　土木費	2　道路橋りょう費	道路補修事業	24,246,000	24,246,000	0	0	21,800,000	0	2,446,000
		道路整備事業	6,779,000	6,778,200	0	3,000,000	0	0	3,778,200
	3　河川費	河川維持管理費	56,971,000	56,971,000	0	0	24,700,000	0	32,271,000
		さくら川整備事業	109,698,000	109,698,000	0	0	37,300,000	53,919,840	18,478,160
	4　都市計画費	都市計画道路前谷馬場線整備事業	24,524,000	24,523,270	0	7,508,000	0	0	17,015,270
		新曽中央地区都市整備事業	84,589,000	79,619,364	0	36,185,000	8,800,000	0	34,634,364
		公園維持管理事業	19,175,000	19,175,000	0	0	0	0	19,175,000
１０　教育費	2　小学校費	小学校バリアフリー改修工事	360,030,000	360,030,000	0	71,848,000	258,700,000	0	29,482,000
	3　中学校費	中学校バリアフリー改修工事	95,172,000	95,172,000	0	13,325,000	51,600,000	0	30,247,000

令和７年５月２９日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第９号

令和６年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、次のとおり報告する。

令和６年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
２ 事業費	１ 事業費	建築物等補償事業費	53,082,000	45,177,300	0	7,746,000	20,200,000	0	17,231,300
		宅地整備事業	357,754,000	197,347,890	0	0	101,000,000	0	96,347,890

令和７年５月２９日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第１０号

令和６年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、次のとおり報告する。

令和６年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
２ 事業費	１ 事業費	建築物等補償事業費	30,792,000	12,401,000	0	5,648,000	300,000	0	6,453,000
		宅地整備事業	14,341,000	10,100,040	0	0	4,900,000	0	5,200,040

令和７年５月２９日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第１１号

令和６年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により、次のとおり報告する。

令和６年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	他会計負担金	自己資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	令和６年度配水管布設No. ６工事	4,275,700	0	2,627,000	2,600,000	0	27,000	1,648,700	0	新曽第一土地区画整理事業における道路築造工事の工程に遅延が生じたことに伴う工期の変更
		令和６年度配水管布設No. ７工事	6,706,700	0	5,201,000	5,200,000	0	1,000	1,505,700	0	新曽第一土地区画整理事業における道路築造工事の工程に遅延が生じたことに伴う工期の変更
		令和６年度公共下水道雨水築造（その２）工事に伴う配水管布設替え工事	38,838,800	0	38,769,000	0	38,769,000	0	69,800	0	入札不調に伴う工期の変更

令和７年５月２９日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

報告第１２号

令和６年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により、次のとおり報告する。

令和６年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	工事負担金	自己資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
１ 資本的支出	１ 建設改良費	令和６年度公共下水道雨水築造（その１）工事	87,450,000	0	87,450,000	63,900,000	23,000,000	0	550,000	0	0	ボックスカルバートの製作及び支障物となる工業用水道管の撤去協議に不測の日数を要したことに伴う工期の変更
		令和６年度公共下水道雨水築造（その２）工事	57,640,000	0	57,640,000	37,100,000	14,000,000	0	6,540,000	0	0	入札不調に伴う工期の変更
		令和６年度公共下水道汚水築造（その１）工事	67,100,000	0	67,100,000	42,500,000	9,000,000	8,244,000	7,356,000	0	0	推進工における支障物の確認及び除去に不測の日数を要したことに伴う工期の変更
		令和６年度公共下水道汚水築造（その３）工事	13,090,000	0	9,909,900	6,900,000	0	1,107,000	1,902,900	3,180,100	0	新曽第一土地区画整理事業における補償契約の遅延及び入札不調に伴う工期の変更
		令和６年度公共下水道汚水築造（その５）工事	24,579,500	0	24,579,500	19,000,000	0	3,056,000	2,523,500	0	0	低入札価格調査の実施及び近接工事との施工調整に不測の日数を要したことに伴う工期の変更
		令和６年度公共下水道汚水改築（その１）工事	112,117,500	0	106,158,000	0	0	0	106,158,000	5,959,500	0	モルタル除去等の事前処理作業の増工及び管径の差異が生じていたことによる施工方法の再検討に伴う工期の変更
		令和６年度公共下水道汚水改築（その２）工事	197,607,300	0	163,005,000	0	20,000,000	0	143,005,000	34,602,300	0	モルタル除去等の事前処理作業の増工及び管径の差異が生じていたことによる施工方法の再検討、並びに管渠内異物除去方法の検討及び処理に伴う工期の変更
		令和６年度公共下水道汚水改築（その３）工事	8,323,700	0	8,323,700	0	0	0	8,323,700	0	0	マンホール内に設置する副管の調達に不測の日数を要したことに伴う工期の変更

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	工事負担金	自己資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	令和６年度マンホール耐震化工事	85,800,000	0	85,800,000	0	15,000,000	0	70,800,000	0	0	入札不調に伴う工期の変更
		下戸田ポンプ場建築設備耐水化工事	46,858,900	0	46,858,900	29,000,000	11,000,000	0	6,858,900	0	0	入札不調に伴う工期の変更
		水道管移設補償金	40,498,040	0	40,427,000	0	0	0	40,427,000	71,040	0	補償対象となる水道管移設工事が付随する令和６年度公共下水道雨水築造（その２）工事の工期変更に伴う支払時期の変更
		ガス管移設補償金	14,847,000	0	14,847,000	0	0	0	14,847,000	0	0	補償対象となるガス管移設工事が付随する令和６年度公共下水道雨水築造（その２）工事の工期変更に伴う支払時期の変更

地方公営企業法第２６条第２項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	工事負担金	自己資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1 下水道事業費用	1 営業費用	笹目第８排水施設ゲートシリンダー交換修繕	9,460,000	0	9,372,000	0	0	0	9,372,000	88,000	0	油圧シリンダー製作業者の廃業による代替業者選定に不測の日数を要したことに伴う工期の変更

令和７年５月２９日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第５１号

戸田市税条例の一部を改正する条例

戸田市税条例（昭和３５年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第６条中「は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行なう」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第７条の２中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第２０条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第２２条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、同条第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第２２条の３の２第１項第３号及び第２２条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第２２条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第２２条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第１４条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１４条の２の２　令和８年４月１日以後に第７４条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第７４条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第７５条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第７６条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項

の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第７４条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1)　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

(2)　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第７５条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1)　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2)　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第７５条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たば

こ（同条の規定により製造たばこみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　附則第１４条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第４条の規定　令和８年４月１日

(2)　第６条及び第７条の２の改正規定並びに次条の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の戸田市税条例（以下「新条例」という。）第６条の規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条　新条例第２０条の２及び第２２条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第２２条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第２２条の３の２第１項第３号及び第２２条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３　新条例第２２条の３の２第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき新条例第２２条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第２２条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の戸田市税条例（以下「旧条例」という。）第２２条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第２２条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４　新条例第２２条の３の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第２２条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第２２条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第４条　次項に定めるものを除き、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第１４条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、戸田市税条例第７４条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第７６条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第１４条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)　戸田市税条例第７６条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第１４条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

(2)　新条例附則第１４条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数

３　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

令和７年５月２９日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第５２号

番匠免公園リニューアル工事請負契約について

番匠免公園リニューアル工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　工 事 名　　番匠免公園リニューアル工事

２　場　　所　　戸田市美女木八丁目６番

３　工事内容　　番匠免公園リニューアルに伴う工事

４　金　　額　　金１９６，９１７，６００円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 17,901,600 円）

５　工　　期　　本契約締結日の翌日から

令和８年３月１９日まで

６　契 約 者　　川口市戸塚南二丁目１番４０号

株式会社テラヤマ

代表取締役　寺山　樹生

令和７年５月２９日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第５２号参考

番匠免公園リニューアル工事概要

工事概要

１　番匠免公園リニューアルに伴う工事

(1)　広場整備工事　　土系舗装、樹脂系舗装、張芝、防球フェンス設置、既存物撤去等

(2)　水景施設整備工事　　噴水設置等

入　　札　　結　　果

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

回数 / 業者名	第　1　回	摘　要
（株）内　田　緑　化　興　業	１７６,１２０,０００	失　格
大　野　園　芸　興　業（株）	１７６,２００,０００	失　格
（株）テ　　ラ　　ヤ　　マ	１７９,０１６,０００	落　札
東洋ランテック（株）　戸田支店	１９０,０００,０００	
安　行　園　芸（株）　戸田営業所	１９３,８００,０００	
東光ローンコンサルタント（株）	１９４,５００,０００	
埼玉グリーンサービス（株）　戸田支店	１９５,５００,０００	
（株）庭　　研	１９６,４３０,０００	
（株）八　　廣　　園	辞　退	
（株）埼玉植物園　戸田営業所	辞　退	
日　本　植　物　園（株）	辞　退	
（株）ジ　　ン　　ワ	辞　退	

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

設　計　額	１９６,４３０,０００
予定価格	１９６,４３０,０００
調査基準価格	１７９,０９７,０００
失格基準価格	１７６,２２４,０００

議案第５３号

北戸田駅西口駅前交流広場整備工事請負契約について

北戸田駅西口駅前交流広場整備工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　工 事 名　　北戸田駅西口駅前交流広場整備工事

２　場　　所　　戸田市大字下笹目字谷口１１３番５外

３　工事内容　　北戸田駅西口駅前交流広場の整備に伴う工事

４　金　　額　　金１９０，３６３，８００円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 17,305,800 円）

５　工　　期　　本契約締結日の翌日から

令和８年２月２７日まで

６　契 約 者　　さいたま市西区大字飯田新田８６番地１

アサヒ住建株式会社

代表取締役　箕輪　登

令和７年５月２９日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第５３号参考

北戸田駅西口駅前交流広場整備工事概要

工事概要

１　北戸田駅西口駅前交流広場の整備に伴う工事

(1)　北戸田駅西口駅前交流広場　　2,194 ㎡

（ウッドデッキ、人工芝、インターロッキング等）

入　　札　　結　　果

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

回数 / 業者名	第　1　回	摘　要
アサヒ住建（株）	１７３,０５８,０００	落　札
（株）市ヶ谷組	１７３,２００,０００	
（株）八廣園	１７４,９１６,０００	
（株）菅土木	１８０,０００,０００	
斎藤工業（株）	辞　退	
（株）工藤建設	辞　退	
（株）ジンワ	辞　退	

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

設計額	１９０,１２６,０００
予定価格	１９０,１２６,０００
調査基準価格	１７３,０２４,０００
失格基準価格	１７０,１５３,０００

議案第５４号

令和７年度さくら川護岸整備工事（その３）請負契約について

令和７年度さくら川護岸整備工事（その３）請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　工 事 名　　令和７年度さくら川護岸整備工事（その３）

２　場　　所　　戸田市美女木七丁目２２・２３番地付近

３　工事内容　　さくら川の護岸整備に伴う工事

４　金　　額　　金１８２，６００，０００円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 16,600,000 円)

５　工　　期　　本契約締結日の翌日から

令和８年３月３１日まで

６　契 約 者　　戸田市本町五丁目１１番１５号

株式会社ジンワ

代表取締役　早川　昭夫

令和７年５月２９日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第５４号参考

令和７年度さくら川護岸整備工事（その３）概要

工事概要

１　さくら川の護岸整備に伴う工事

(1)　施工延長　　８１．０５ｍ

(2)　矢板護岸工　　現場打ち護岸壁、鋼矢板

入　札　結　果

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

回数 / 業者名	第１回	摘要
（株）ジ　ン　ワ	１６６,０００,０００	落札
ア　サ　ヒ　住　建（株）	１６６,６０１,０００	
日　清　建　設（株）	１８２,０００,０００	
（株）菅　土　木	辞退	
（株）ユ　ー　デ　ィ　ケ　ー	辞退	
（株）市　ヶ　谷　組	辞退	
中　央　建　設　協　同　組　合	辞退	
（株）八　廣　園	辞退	
邦　栄　建　設（株）	辞退	
（株）工　藤　建　設	辞退	

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

設　計　額	１８２,７１０,０００
予　定　価　格	１８２,７１０,０００
調査基準価格	１６６,５６９,０００
失格基準価格	１６３,７２５,０００

議案第５５号

東部分署庁舎改築等工事請負契約について

東部分署庁舎改築等工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　工 事 名　　東部分署庁舎改築等工事

２　場　　所　　戸田市下前一丁目８番外

３　工事内容　　東部分署庁舎の改築等に伴う工事

４　金　　額　　金２，２２２，０００，０００円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 202,000,000 円)

５　工　　期　　本契約締結日の翌日から

令和１０年３月１０日まで

６　契 約 者　　さいたま市浦和区北浦和三丁目６番５号

斎藤工業株式会社

代表取締役　斎藤　恵介

令和７年５月２９日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第５５号参考

東部分署庁舎改築等工事概要

工事概要

１　東部分署庁舎の改築等に伴う工事

(1)　１期解体工事

(2)　庁舎新築工事

(3)　外構工事

(4)　２期解体工事

入　　札　　結　　果

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

回　数 業者名	第　1　回	摘　要
斎　　藤　　工　　業（株）	２，０２０，０００，０００	落　札
川　口　土　木　建　築　工　業（株）	辞　退	
中　央　建　設　協　同　組　合	辞　退	

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

設　　計　　額	２，０２３，０００，０００
予　定　価　格	２，０２３，０００，０００
調 査 基 準 価 格	１，８６１，１６０，０００
失 格 基 準 価 格	１，４１４，０００，０００

議案第５６号

高機能消防指令センターシステム部分更新業務請負契約について

高機能消防指令センターシステム部分更新業務請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　業 務 名　　高機能消防指令センターシステム部分更新業務

２　場　　所　　戸田市消防本部

３　業務内容　　高機能消防指令センターシステムの部分更新に伴う業務

４　金　　額　　金５４５，６００，０００円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 49,600,000 円）

５　期　　間　　本契約締結日から

令和８年３月３１日まで

６　契 約 者　　東京都港区芝浦四丁目１０番１６号

沖電気工業株式会社　官公・社会インフラ営業本部

本部長　宮内　健一

７　契約方法　　随意契約

令和７年５月２９日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第５６号参考

高機能消防指令センターシステム部分更新業務概要

業務概要

１　高機能消防指令センターシステムの部分更新に伴う業務

(1)　指令系システム部分更新

指令制御装置、表示盤、車両運用端末等の更新

(2)　無線系システム部分更新

無線回線制御装置、基地局及び携帯型無線装置等の更新

議案第５７号

戸田南小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負契約について

戸田南小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　工 事 名　　戸田南小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事

２　場　　所　　戸田市本町四丁目２１０５番外

３　工事内容　　戸田南小学校教室棟の増築等に伴う工事

４　金　　額　　金２，１０１，０００，０００円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 191,000,000 円）

５　工　　期　　本契約締結日の翌日から

令和９年７月３０日まで

６　契 約 者　　さいたま市浦和区北浦和三丁目６番５号

斎藤工業株式会社

代表取締役　斎藤　恵介

令和７年５月２９日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第５７号参考

戸田南小学校教室棟（含給食調理場）増築等工事概要

工事概要

１　戸田南小学校教室棟の増築等に伴う工事

(1)　教室棟（含給食調理場）新築工事

(2)　既存校舎改修工事

(3)　既存校舎等解体工事

入　　札　　結　　果

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

回　数 業者名	第　1　回	摘　要
斎　　藤　　工　　業（株）	１，９１０，０００，０００	落　札
川　口　土　木　建　築　工　業（株）	辞　退	
中　央　建　設　協　同　組　合	辞　退	

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

設　　計　　額	１，９１０，０００，０００
予　定　価　格	１，９１０，０００，０００
調 査 基 準 価 格	１，７５７，２００，０００
失 格 基 準 価 格	１，３３７，０００，０００

議案第５８号

令和６年度さくら川護岸整備工事請負変更契約について

令和６年度さくら川護岸整備工事請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和３９年条例第９号)第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　工 事 名　　令和６年度さくら川護岸整備工事

２　場　　所　　戸田市美女木五丁目２１番地付近

３　工事内容　　さくら川の護岸整備に伴う工事

４　金　　額　　変更前　金２１３,１８０,０００円

変更後　金２２０,７７０,０００円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 20,070,000 円)

５　工　　期　　令和６年７月５日から

令和７年７月３１日まで

６　契 約 者　　戸田市美女木五丁目４番地の２

株式会社市ヶ谷組

代表取締役　市ヶ谷　昌　彦

令和７年５月２９日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第５９号

財産の取得について

高規格救急自動車として、下記のとおり財産を取得するものとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第９号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　取得財産名　　高規格救急自動車

２　納 入 場 所　　戸田市消防本部

３　仕 様 内 容　　高規格救急自動車　　１台

艤装一式

取付品一式

積載品一式

附属品一式

４　金　　額　　金２２，２２０，０００円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金 2,020,000 円)

５　納 入 期 限　　令和８年３月３１日

６　契　約　者　　戸田市美女木三丁目９番地の１

埼玉トヨタ自動車株式会社　戸田店

店長　山本　純一朗

令和７年５月２９日提出

戸田市長　菅　原　文　仁

議案第５９号参考

高規格救急自動車概要

１　仕様

(1)　車両

①　シャシ　　高規格救急自動車専用車両

②　エンジン排気量　　約２，４８８ｃｃ（ガソリン車）以上

③　動力伝達装置　　オートマチックトランスミッション

④　駆動方式　　４ＷＤ駆動式

(2)　艤装及び取付品等

①　外装関係　　赤色警光灯等緊急走行仕様

②　内装関係　　資器材収納庫等救急活動仕様

③　積載品関係　　ストレッチャー等患者搬送用具一式

④　その他、艤装及び取付品等一式

入　　札　　結　　果

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

回　数 業者名	第　1　回	摘　要
埼玉トヨタ自動車（株）戸田店	２０，２００，０００	落　札

（消費税及び地方消費税の額含まず。単位円）

設　　計　　額	２１，４６３，８３６
予　定　価　格	２１，４６３，８３６